

安来市地域産業を支える次世代デジタル人材育成支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、安来市が地域産業を支える次世代デジタル人材育成支援業務を民間事業者に委託するにあたり、実効性が高いと思われる企画提案を行ったものを、公募型プロポーザル方式により選定するための手続き等に関し、必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務名

安来市地域産業を支える次世代デジタル人材育成支援業務

(2) 業務内容

別紙「安来市地域産業を支える次世代デジタル人材育成支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 施行期間

契約締結日の翌日から令和10年1月31日まで

(4) 委託限度額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 各年度の委託限度額

令和8年度 760万円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 240万円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、企画管理に要する経費は、令和8年度に含めることとする。

(6) 担当課

安来市政策推進部定住産業課 産業振興係

〒692-8686 島根県安来市安来町 878-2

電話 0854-23-3104 FAX 0854-23-3061 メール shoukou@city.yasugi.shimane.jp

3. スケジュール

実施要領の公表	令和8年10月9日（金）
質問の受付締切	令和8年10月20日（火）正午まで
質問に対する回答期限	令和8年10月22日（木）まで
参加表明書提出期限	令和8年10月30日（金）正午まで
企画提案書、見積書提出期限	令和8年11月11日（水）正午まで
一次審査（書類審査）結果の通知	令和8年11月中旬
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年11月17日（火）
最終審査結果通知	令和8年11月下旬
契約締結	令和8年12月上旬

4. 参加資格

公告日現在、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 国又は地方公共団体から競争入札における指名停止措置を受けていない者
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有しない者
- (5) 国税及び地方税に滞納がない者
- (6) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）に地方公共団体（市区町村に限る。）において同様の業務を受託した実績を有する者

5. 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

- ア 提出期限 令和8年10月20日（火）正午
- イ 質問書（様式1）
- ウ 電子メールにて送付すること。

(2) 質問への回答

- ア 回答期限 令和8年10月22日（木）
- イ 回答方法 質問者に電子メールで回答するとともに、安来市のホームページで公表する。

6. 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和8年10月30日（金）正午

(2) 提出書類

次のア～カのものを各1部提出すること。

- ア 参加表明書（様式2）
- イ 「国税納税証明書」及び本社の所在する自治体の納税証明書（滞納のないことの証明。写し可）
※令和8年8月1日以降に取得したものを添付すること。
- ウ 法人登記簿謄本
提出日前3ヵ月以内のものを添付すること（写し可）。
- エ 会社概要書（様式3）

オ 類似業務実績書（様式４）

カ オの実績として記載した業務の契約書の写し等の証拠書類

（３）提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと（電子メールその他の電磁的記録の送信等による提出は認めない。）。

７．企画提案書の提出

（１）提出期限

令和８年１１月１１日（水）正午

（２）提出書類

ア 企画提案書正本１部、副本６部（様式は任意）

イ 見積書正本１部（様式は任意）

（３）企画提案書の作成について

ア 用紙はＡ４判（図表等についてはＡ３判をＡ４判に折り込むことも可。）とし、別紙「仕様書」、「安来市地域産業を支える次世代デジタル人材育成支援業務公募型プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に従って作成すること。

イ 事業に関する取組内容やスケジュールについては明確に記載すること。

（４）提出方法

持参又は郵送。なお郵送の場合は提出期限までに必着のこと（電子メールその他の電磁的記録の送信等による提出は認めない。）。

８．審査について

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして二段階審査方式で実施する。プロポーザルの評価基準は別紙に掲げるものとし、選定委員が審査し選定する。

（１）一次審査（書類審査）

上記４に掲げる参加資格を満たしているか事務局で書類審査し、合格した応募事業者を一次審査通過者とする。

（２）二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した者を対象に、企画提案書の内容をより具体的に説明する場としてプレゼンテーション審査及び質疑応答を対面により実施し、評価基準に基づき評価点を算出する。なお、プレゼンテーション審査においては、プロジェクター投影によるパワーポイント等を使用した説明を認める。

なお、上記７により提出された企画提案書と異なる趣旨説明や新たな提案の追加は認めない。

ア 実施日

令和８年１１月１７日（火）

会場等の詳細については、一次審査結果とともに、通過者に書面にて通知する。

イ 使用機材

プロジェクター、スクリーンは安来市が準備する。

ウ 参加者

プレゼンテーションへの参加は1社当たり2名までとする。

エ 時間配分

プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とする。

オ 第一優先交渉事業者等の選定について

安来市地域産業を支える次世代デジタル人材育成支援業務公募型プロポーザル選定委員会において、別紙「審査要領」に示す「評価基準表」に基づき評価し、二次審査の評価点が最も高い者を第一優先交渉事業者とする。最終選考結果は、各社宛に書面で通知するとともに、本市ホームページにおいて応募事業者名及び評価点を公表する。ただし、応募事業者が2者以上であった場合は、第一優先交渉事業者以外の事業者名は伏せて評価点を公表する。

参加者が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が60%以上でなければ交渉権者として認めないものとする。

9. その他留意事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は返却しない。また、審査経過や結果へのいかなる問合せにも応じない。
- (2) 応募の辞退をする場合には、「辞退書（様式5）」を提出すること。
- (3) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (4) 提出書類に関し、安来市情報公開条例（平成16年安来市条例第8号）の規定に基づく公文書の開示の請求があった場合は、同条例第10条の不開示情報を除き、これを開示する。
- (5) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。また、本業務の契約においては、契約書の作成を必要とし、その作成に要する費用は、受託候補者の負担とする。
- (6) 次のいずれかに該当する応募を行った者の当該応募は、無効とする。
 - ア 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - イ 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - ウ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - エ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (7) 上記8の審査の結果、第一優先交渉事業者となった者と本業務の業務委託に関する契約交渉を行う。ただし、第一優先交渉事業者との契約交渉が整わない場合、次点の応募事業者と契約交渉を行う。
- (8) 安来市契約規則（平成16年安来市規則第58号）第23条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

- (9) 本業務の受託者は、令和8年度中に限り、委託料の総額に10分の3を乗じて得た額以内の金額を前払金として請求することができ、安来市はその請求を受理した日より14日以内に受託者に支払うものとする。
- (10) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。